

## 70歳以上75歳未満のかたの高額療養費

自己負担額(月額) ※平成30年8月診療分から

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	住民税課税所得 690万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回該当 140,100円(※2)】	
	住民税課税所得 380万円以上の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回該当 93,000円(※3)】	
	住民税課税所得 145万円以上の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当 44,400円(※4)】	
一般	住民税課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 〔年間上限(※5) 144,000円〕	57,600円 【多数回該当44,400円(※4)】
低所得	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)		15,000円

●75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

※1 (国保の方) 70~74歳の国保被保険者の収入合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、70歳~74歳の国保被保険者がいる世帯のうち、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は140,100円です。

※3 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は93,000円です。

※4 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円です。

※5 年間とは、8月~翌年7月です。